

「第49回(令和4年度)信玄公祭り・賑わい城下町」出展要領

1 主 旨

信玄公祭りにおいて県産品の販売・PRコーナー、出陣企業紹介コーナーなどを開設し、県内外の人々とのふれあいの場とすることで、祭りの盛り上げと集客力の向上を図る。

2 会 場

(1) 遊亀橋前～紅梅北通り

※屋外特設会場(仮設パイプテント使用)

3 会 期

令和 4年10月29日(土)午前10時～午後8時

30日(日)午前10時～午後4時

4 内 容

【遊亀橋前～紅梅北通り】

(1) 県内市町村特産品及び地場産業製品の紹介及び販売

(2) 県内で生産又は加工された商品で主な原材料が県産食材等を使用した飲食物

(3) 飲食コーナーの開設等

5 主 催

信玄公祭り実行委員会(公益社団法人やまなし観光推進機構内)

6 出 展 物

(1) 県内で生産もしくは加工された商品で現在市販されているもの

(2) 県産食材等を使用した飲食物

(3) 主催者が適当と認めた商品

※アルコール類は県内産の地ビール、ワイン、地酒等に限りませす。

※現場での調理は県内の加工商品とはなりません。

7 出 展 者

(1) 公益社団法人やまなし観光推進機構の会員またはその構成員

(2) 出陣・協賛企業及び団体

(3) 主催者が適当と認めた団体または企業

8 会場及び使用テント規格

会場:遊亀橋前～紅梅北通り

(1) 270cm間口×180cm奥行

(2) テント付属基本備品

① 展示販売台(180cm×60cm) 1台 ※白ビニールクロス装着

② 社名板(90cm×20cm)

③ 折りたたみパイプイス 1脚

④ 40W蛍光灯 1灯

※ コンセント(2口、容量100V1KW) 1個

出展調査書に記載の出展社のみ無料設置

9 出展料金

【遊亀橋前～紅梅北通り】

- ① テント使用料(1テント):17,000円(上記①～④の基本備品の使用料含む)
 - ② 売上分率割:売上高の10%
- 上記①、②を合計した金額を出展料金として納入していただきます。
※追加備品については、別途料金が必要となります。

10 テント設置数

遊亀橋前～紅梅通り 概ね40テント

11 テントの配置

テントの配置及び出展者の小間割は、主催者において決定いたします。

12 出展のお申し込み

(1) **申込書提出期限 8月25日(木)**

(2) 申込書提出先 〒400-0031

甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館2階

信玄公祭り実行委員会(公社)やまなし観光推進機構内

担当者 清水(正)

電話 055-231-2722(8:30~17:15)

FAX 055-221-3040

e-mail:m-shimizu@yamakan-sk.jp

※郵送・FAX、またはメールのいずれかの方法でお申し込みください。

※FAXでお申し込みの場合、送信後に担当まで電話にてご連絡下さい。

13 提出書類

出展申し込みの際に、該当する書類を出展申込書に添え必ず提出して下さい。

- (1)販売品目一覧表 (様式1)
- (2)出展調査書 (様式2)
- (3)追加備品申込書 (様式3)
- (4)提供食品の概要書(様式4)
- (5)出展の平面図 (様式5)
- (6)暴力団関与のない旨の誓約書兼承諾書(様式6)

14 出展に伴う官公署への許可申請・届出

(1) 保健所

食品販売に伴い試飲・試食や飲食の提供など行なう場合は、「提供食品の概要書」(様式4)と「出展の平面図」(様式5)を主催者に提出して下さい。主催者がまとめて保健所に提出いたします。

(2) 税務署

酒類(県産の日本酒やワインなど)を販売する場合は、税務署へ酒類販売の許可申請手続きが必要となります。手続きは出展者の責任において行なって下さい。

※酒類の販売は、酒類販売の免許を税務署より交付された出展者に限ります。

15 法令の遵守

出展にあたっては、適用される法令を必ず遵守して下さい。法令を守らない場合は、出展をご遠慮いただくことがあります。

(適用法令) 食品衛生法 景品表示法 不正競争防止法 薬事法 酒税法など

16 ゴミの処理

出展に伴うゴミは、出展者において必ずお持ち帰り下さい。

17 駐車場

主催者において1出展者1台分を確保いたします。